

大阪弁護士会 会長 小原 正敏 殿

平成29年10月21日

市民連帯の会

代表 三井環

〒142-0051

東京都品川区平塚 2-9-1-104

携帯電話 080-3772-0932

FAX 03-3783-1148

メールアドレス

[mitsui@biscuit.ocn.ne.jp](mailto:mitsui@biscuit.ocn.ne.jp)

ホームページ

<http://shimin-rentai.com>

突然、お手紙を差し上げることになりましたが、おゆるしてください。

1、実は、つい最近、読売新聞の報道によると、大坪弘道は、大阪弁護士会に、弁護士の登録の申請をしたと知りました。

大時弘道は、私の三井環事件で、相手方の渡真利忠光の取り調べを担当し、虚構のストーリーを作り上げました。

六甲連合会長の亀谷直人と、渡真利忠光が全面的に検察に協力したため、私を起訴することが出来ました。

その真相が、亀谷直人の私への手紙、大坪弘道の週刊朝日での記事によって、明らかになりました。

亀谷直人からは、何回も私方、品川区の事務所に手紙がきました。

それをまとめたのが、月刊タイムスに私が投稿した記事です。

その記事は、市民連帯の会 ホームページ 新着情報 1 の126番と、127番に掲載されています。

2、大坪弘道は、神戸地検特別刑事部長時代にも神戸市会議員をめぐる贈収賄事件で、取り調べが難航したため、贈賄側の時効を完成させ、それをもって、贈賄側の全面自白を得て、市会議員の取り調べで、その供述調書をあて、全面自白をさせました。

贈賄側および市会議員とも、勾留中でした。

時効が完成したとして、贈賄側を釈放しました。

さらに、市会議員の収賄罪については、ヤメ検弁護士をあてがい、時効が完成させたことを問題視しないまま、起訴し、実刑判決が確定しました。

時効を完成させることは、検察内部の処分の対象になります。

通常の弁護士であれば、意図的に時効を完成させ、起訴されることはありませんので、その捜査の不当を訴えますが、ヤメ検弁護士であったため、表ざたにならずにすみしました。

私は、当時、市会議員から細かく事情を聴きました。

### 3、次は、三井環の事件です。

結局は、虚構のストーリーを亀谷直人、渡真利忠光らと作り上げ、何ら、犯罪でもないのに、贈収賄等に構成し、起訴しました。その時も、ヤメ検の谷弁護士が、渡真利忠光の弁護人として選任しました。

そのことは、亀谷直人の手紙でも明らかになっています。

### 4、次は、厚生労働省村木厚子事件です。

大坪弘道は、当時、大阪地検特捜部長でした。

特捜部長が絵をかいて、それに関係者の供述を押し込むのが、特捜事件の常道です。

厚生労働省の部長、係長は、供述調書で、全面的に認めました。村木厚子は一貫して否認しました。ところが、公判になって、証人尋問すると、部長も係長も否定しました。

普通の裁判であれば、否定しても、検面調書だけで、村木厚子の有罪認定がされてきました。

ところが、被疑者が取り調べを受けたあと、取り調べメモを作成しておりましたので、そのメモが威力を発揮し、否認の内容と、取り調べメモの内容が一致し、無罪判決が言い渡され、確定しました。

その後、前田主任検事がフロッピーデスクを改ざんしたとして、逮捕・勾留・起訴されました。有罪の実刑判決です。

その前田検事の犯人を隠避したとして、佐賀副部長と、大坪弘道が逮捕・起訴され、有罪判決を受けました。

### 5、このように、大坪弘道は、犯罪でもないのに、犯罪だとして、起訴し、意図的に時効を完成させ、収賄者にヤメ検をあてがい、時効完成を公にさせない策略をしました。

大坪弘道のような検事は、検察内部では優遇されてきました。

事件でもないのに、事件であると、犯罪であると起訴された立場の人権は侵害されてきました。

このような人が弁護士になりますと、また同じことを繰り返すことは必至であります。

弁護人に都合がいいように、起訴された事件を作り上げるのです。

法曹としての資質は、全くありません。

私が知っているのは、その3件だけですが、他にあるかもしれません。

いずれ弁護士会で、審議がされるものと思いますが、そういう資質のある人物だということを、十分、勘案してください。

なお、私の刑事事件の主任弁護人は、小坂井弁護士です。

私の事件は、東京地方裁判所で、懲戒処分の取り消しを求めて、提訴します。証人として、亀谷直人、渡眞利忠光、大坪弘道らを申請する予定です。

再審の要件が整えば、再審請求をする予定です。

よろしくお願い申し上げます。

以上